

「食品容器包装のリサイクルに関する懇談会」設置要領

平成 25 年 11 月 18 日
農林水産省食料産業局

第 1 趣旨

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(平成 7 年法律第 112 号) 附則第 4 条に定める現行法の規定についての検討に際し、食品における容器包装の役割や食品関連業界をめぐる状況についての関係者の意見交換を通じた共通理解の醸成及び食品容器包装の観点による現行法制度の施行状況の点検や課題整理を行うため、有識者から成る「食品容器包装のリサイクルに関する懇談会」(以下「懇談会」という。) を開催する。

第 2 構成

- 1 懇談会の委員は、別紙のとおりとする。
- 2 懇談会の会合には、必要に応じて関係者の出席を求め、説明及び意見の聴取を行うことができる。

第 3 座長

- 1 懇談会には、座長及び座長代理を置く。
- 2 座長は委員の互選により選任し、座長代理は懇談会の承認を得て、委員のうちから座長が指名することができる。
- 3 座長は、懇談会の議事を運営する。
- 4 座長代理は、座長を補佐するとともに、座長が不在の場合には、その職務を代理する。

第 4 運営

- 1 懇談会は公開とする。ただし、懇談会の運営に著しい支障があると認められる場合には、座長は、懇談会に諮って会合を非公開とすることができます。
- 2 懇談会の配布資料及び議事概要については、委員の了解を得た後、農林水産省のホームページにより公表する。

第 5 事務局

懇談会に関する庶務は、食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室において行う。